

公益財団法人新潟県スポーツ協会創立100周年  
記念講演会・記念式典・記念祝賀会運営業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

公益財団法人新潟県スポーツ協会創立100周年記念講演会・記念式典・記念祝賀会運営業務  
(以下「本業務」という。)

2 委託業務について

(1) 目的

公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）のステークホルダーや役員等とともに節目を祝い、これまでの感謝を伝えるのみならず、今後の「新潟のスポーツ100年」を見据えたビジョンや価値観を広く共有するために実施する本業務について、専門的な知見の活用によって円滑かつ効率的に実施されることを目的とする。

(2) 業務内容

「公益財団法人新潟県スポーツ協会創立100周年記念講演会・記念式典・記念祝賀会運営業務に係る仕様書」（別紙1）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）までとする。

3 見積限度額

500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 公募方法及びプロポーザル実施要領の交付

本プロポーザルは、本会ホームページに掲載し、広く提案者を公募する。

(1) 公募方法

本会ホームページ（<https://www.niigata-sports.or.jp>）に掲載する。

(2) 掲載期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月15日（金）まで

(3) 交付方法

本会ホームページ掲載のファイルをダウンロードすること。

#### (4) 連絡先

公益財団法人新潟県スポーツ協会 総務課内 創立100周年記念事業実行委員会事務局  
〒950-0933 新潟県新潟市中央区清五郎67-12 デンカビッグスワンスタジアム内  
E-Mail : 100th.anv@niigata-sports.or.jp / 電話 : 025-287-8600

※ 電話での問合せは、午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝日を除く）

### 5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、一法人又は本業務受託のために結成された複数の法人で構成する連合体（以下「連合体」という。）であって、それぞれ次に掲げる条件を全て満たす者であること。

#### (1) 法人

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く）であること。

ウ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

オ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

#### (2) 連合体

ア 上記(1)アからオに示す要件の全てを満たす法人により自主的に結成されたものであること。

イ 連合体を構成するいずれの者も、他の連合体の構成員となっていないこと。

### 6 実施要領の内容に対する質問の受付及び回答

#### (1) 質問方法

「質問書」（様式2）を上記4(4)連絡先へE-Mailで提出すること。

※E-Mailの件名は、「創立100周年記念事業に係る質問」とすること。

※提出後、別途電話により提出した旨の連絡を行うこと。

※企画提案書の審査に係る質問、電話での質問は受け付けないので、留意すること。

(2) 受付期限

令和8年5月15日（金）午後5時まで（必着）

(3) 回答

令和8年5月20日（水）までに、本会ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等の追加又は修正とみなすので、留意すること。

## 7 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

ア 公益財団法人新潟県スポーツ協会創立100周年記念講演会・記念式典・記念祝賀会運営業務公募型プロポーザル参加申込書（様式1）1部

※連合体の場合は、参加申込書（様式1-2）を使用し、連合体協定書（任意様式）も併せて提出すること。

イ 法人・会社概要（様式3）1部 ※連合体の場合は、構成員ごとに提出

ウ 類似業務実績一覧表（様式4）1部 ※連合体の場合は、構成員ごとに提出

エ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式5）1部 ※連合体の場合は、構成員ごとに提出

(2) 提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所

上記4（4）連絡先

(4) 提出方法

持参又は書留（レターパック可）による郵送

※持参する場合は、午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝日を除く）

(5) 参加辞退

参加申込書等を提出後に申込みを辞退する場合は、必ず上記4（4）連絡先へ連絡するとともに、公益財団法人新潟県スポーツ協会創立100周年記念講演会・記念式典・記念祝賀会運営業務公募型プロポーザル参加辞退届」（様式6）をE-Mailで提出すること。

## 8 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げるところにより企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（5部）

(ア) 提案書は、A4横、横書き、左綴じとし、表紙に「公益財団法人新潟県スポーツ協会創立100周年記念講演会・記念式典・記念祝賀会運営業務提案書」と記載し、余白に法人・会社名を表示すること。

(イ) 提案書には、次に示す事項を盛り込むこと。

- ・組織図等実施体制表（関係機関・関係者等との連携・協力について、体制や手法等を記載）

- ・業務推進及び運営計画

- ・実施のためのスケジュール計画

イ 見積書（原本1部、写し4部）

(ア) 任意様式とする。

(イ) 可能な限り詳細な内訳を記載すること。

(ウ) 発行責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載すること。

(2) 提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所

上記4(4)連絡先

(4) 提出方法

持参又は書留（レターパック可）による郵送

※持参する場合は、午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝日を除く）

※書留（レターパック）により提出する場合は、表面に「創立100周年記念事業関係書類在中」と朱書きすること。

9 審査及び選定方法等

提出された企画提案書については、「公益財団法人新潟県スポーツ協会創立100周年記念講演会・記念式典・記念祝賀会運営業務に係る公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）で適正・公平に審査した上で、受託業者を選定する。

(1) 選定方法

別に定める「公益財団法人新潟県スポーツ協会創立100周年記念講演会・記念式典・記念祝賀会運営業務に係る提案書の評価基準表」（別紙2）に基づき、審査会が提案内容を審査し、最も優れた提案を行った者を受託業者を選定する。

なお、提案者が1者の場合、提案者の得点があらかじめ定めた基準点に達したときは、契約の相手方として選定する。

また、審査は非公開で行う。

## (2) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、若しくは書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 提出期限後に提案書を提出した者

## (3) 選定結果の通知

選定結果は、応募者に対して文書で通知するとともに、本会ホームページにおいて公表する（審査経過については非公表）。

## 10 事業者選定までのスケジュール

令和8年5月1日（金）	募集公示、提案募集開始
令和8年5月15日（金）	プロポーザルに係る資料の交付期限 質問書提出期限
令和8年5月20日（水）	質問に対する回答（本会ホームページに掲載）
令和8年5月22日（金）	参加申込書等の提出期限
令和8年5月29日（金）	企画提案書等の提出期限
令和8年6月上旬以降	審査会の開催、事業者選定 契約

## 11 契約の締結

### (1) 契約締結の交渉

本会は、審査会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と本業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。

なお、採択された事業計画・事業提案は、本会との協議により修正・変更を行う場合がある。

### (2) 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

## 12 著作権等

(1) 本業務の成果品に係る著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む）及びその権利は、全て委託者に無償で譲渡するものとする。

ただし、委託者と受託者の協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについては、この限りでない。

(2) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他権利についての交渉・処理は、受託者が調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。

## 13 その他の留意事項

(1) 提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する費用（交通費、通信費を含む）は、提出者の負担とする。

(2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。

(3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。

(4) 提出された参加申込書、提案書等は返却しない。

(5) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 提案書等に使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

【参考】地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。